

## 障害者の外出支援について

現在、埼玉県において障害のある人が外出する際利用できる制度には、県単独事業による障害児（者）生活サポート事業、障害者自立支援法による行動援護、重度訪問介護（移動）、同行援護、地域生活支援事業のメニューである移動支援事業の5つがある。それらが障害種別や、その程度をチェックシートによって割り振られ市町村からサービスの支給決定を受けたうえで利用できることになっている。このうち生活サポート事業と移動支援事業はどういった障害があろうとも利用できるが、同行援護は視覚障害、重度訪問介護は重い身体障害、行動援護は行動を自分で制御する事が出来ないという障害がある人といったように分けられている。当然ながら、それぞれの制度ごとに行える支援内容は様々であり本来は制度ごとに役割が違わなければならない。しかし、先頃、行動援護が制度改正され移動支援と行動援護のサービス内容にあまり差がなくなってきた。

本来、移動支援と行動援護は同じ外出の支援であっても全く違ったものであった。行動援護対象者となる人が将来、社会参加や自立を目的とした移動支援を利用できるように、「行動援護」によって社会参加をする「準備・練習」をするという流れであったと理解すべきと思われる。したがって、流れとしては行動援護による準備を終えた後は移動支援に移行しなければならないはずだが、チェックシートで対象者と判断されてしまえば「準備段階」を終えても行動援護のままといった状態になりがちで、それは支給決定が機械的に本人を置き去りにしたまま行われていることにほかならない。また、予算の制限がある中で、新たに支援を希望する人や真に必要な人への新たな支給決定が行われないという弊害を生んでいる。さらに、行動援護の支援内容として、予防的対応・制御的対応・身体介護的対応など複雑で多様なものが必要とされるため、事業所においては、スタッフの経験値を高め、研修体制を強化するなどサービスを提供するために一定の準備が必要になる。そのため行動援護を行おうとする事業所が増えず、依然として不足したままである。それを承知で、市町村が行動援護の機械的な支給決定を続けることは利用者の可能性をつぶすことにもつながってくる。

そもそも、障害者の外出において行動援護と移動支援を分けてきた意味を考えれば、外出するうえでの様々な障壁を乗り越える準備をし、加えて経験を積み重ねていく必要があり、さらに障害特性と周辺環境との相互作用を調整し、外出時及び外出の前後に必要な対応を、利用者のニーズを的確に判断しながら統合して行わなければならない。そういった段階を踏んで自分の行きたい場所・経験したいことを見つけ出し地域での自立生活及び社会参加という「移動」の目的が実現するのである。当然、それぞれ人によって準備にかかる時間は違うが、このプロセスをないがしろにしてしまえば現行制度の様に細かく行動援護と移動支援を分ける必要がなくなってしまう。支給決定においては、サービス利用に明確な目標があり、それに対しての評価が行われることで、夢の実現や自立した生活につながるということを考えなければならない。

最後に、行動援護は対象となる人の障害を理解することで、地域との環境調整や折り合いを多角的に考えていく、いわば協力体制・ネットワークを作っていく支援であるといえる。そういったことからそれぞれの立場でそれぞれの役割をしっかりと行う事が今後の「移動」に関しての光になるであろう。

所員 石井 勇太 (FSC 昴)